

# 佐賀県ベンチャー交流ネットワーク規程

## (目的)

第1条 本会は、「創業」・「ベンチャー」・「経営革新」を志す経営者等が集まり、相互の情報交換を行うほか、産学官の各種専門家等との相談・交流や、ネットワークの構築によるビジネスパートナー及び投資家探索の機会並びに販路拡大の場を提供することにより、会員相互の発展を図ることを目的とする。

## (事業内容)

第2条 本会は、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク（Venture Enterprise Network：略称VEN（以下「ネットワーク」という。））と称する。

## (主たる業務)

第3条 ネットワークは第1条の目的を達成するため、年4回程度の例会を開催する。

## (事務局)

第4条 ネットワークの事務は、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「センター」という。）において処理する。

## (会員の資格)

第5条 ネットワークの会員は、正会員と準会員で構成する。

2 正会員は若手企業家、ベンチャー企業、経営革新に積極的な企業、ベンチャーを志す起業家・大学生、熱意のある創業者等で、かつ、県内に事業所を有する者又は県内で創業を予定する者とする。

3 準会員は、第1条の目的に賛同し会員の発展を側面的に支援する大・中堅企業、金融機関、経営コンサルタント業者・税理士等の専門家等とする。

## (募集・指定)

第6条 正会員又は準会員として入会を希望する者は、センターに入会申込書を提出する。

2 センターは、前項の申込を受けて、正会員又は準会員の指定を行う。

3 指定された正会員又は準会員は、退会または取り消しがなされないかぎり、その地位を有する。

(会員の心得)

第7条 会員は自身の事業に誠心誠意取り組みその成功に努めるとともに、会員間で切磋琢磨していくものとする。

2 会員は他会員との融和に努め、連携を図ることとする。

(退会・取り消し)

第8条 ネットワークを退会しようとする者は事務局に退会届を提出することにより退会することができる。

2 センターは、会員が他会員の権利を侵害する行為や不利益を与える行為を行った場合のほか、ネットワーク会員としてふさわしくないと認められる場合については、会員指定の取り消しを行うことができる。

(役員)

第9条 ネットワークの役員として会長1名、副会長2名及び役員を必要数置くものとする。ただし、会長を除く職について適当な者がいないときは、空席にすることができる。

2 会長は会員の中から適任者を選出する。また、会長は副会長を指名することができる。

3 会長・役員任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、会長・副会長の指名によって会員の総会参加者の過半数以上の承認によって選出する。

なお、多選についてはこれを妨げない。

5 会長は、ネットワーク会員を代表し、会員相互の円滑な交流が行われるよう努めるとともに、会員の意見をネットワークの運営に反映させるなど、ネットワークの活性化に努めるものとする。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が何らかの事由により職務を行うことができないときはその職務を代理し、会長欠員のときはその職務を行う。

7 会長・役員は、会長の職務を補佐する。

(付則)

- 1 この規程は平成18年度から適用する。

(付則)

- 1 この規定は平成21年度から適用する。

(付則)

- 1 この規定は平成22年度から適用する。

(付則)

- 1 この規定は平成27年度から適用する。

(付則)

- 1 この規定は平成28年度から適用する。